明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○特定非営利活動促進法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府三）　一
○児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令（同四）　二
○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（同五）　四
〔府令・省令〕
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働二）　三
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する命令（同三）　五
〔省　令〕
○介護保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一五）　九
○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（同一六）　一〇六
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（同一七）　二八
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令（同一八）　三八

府令

○内閣府令第三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十四条の七第三項及び第十四条の九第一項の規定に基づき、特定非営利活動促進法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年一月二十五日　内閣総理大臣　岸田　文雄

特定非営利活動促進法施行規則の一部を改正する内閣府令

特定非営利活動促進法施行規則（平成二十三年内閣府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電磁的方法） **第一条の二**　法第十四条の七第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 2　［略］ （電磁的記録） **第二条**　法第十四条の九第一項に規定する内閣府令で定めるものは、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。	（電磁的方法） **第一条の二**　法第十四条の七第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　［同上］ 二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 2　［同上］ （電磁的記録） **第二条**　法第十四条の九第一項に規定する内閣府令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。